

海上輸送の安全にかかわる情報

(令和4年度)

国土交通省海事局

はじめに

本報告書は、「海上運送法第19条の2の2」及び「内航海運業法第21条」に基づき、令和4年度の輸送の安全にかかわる情報を公表するものです。

事業者の安全に係る事項の透明性を向上させ、事業者の「輸送の安全の確保」に対する意識を高め、海上輸送の安全の確保を図ることを目的としております。

目次

1	事故及び運航管理監査の状況	
	(1) 船舶事故等の発生状況	1
	(2) 船種別事故等の発生状況	2
	(3) 運航管理監査の実施状況	4
2	事業許可取消に係る事項	6
3	事業停止命令に係る事項	8
4	安全確保命令に係る事項	9
5	行政指導に係る事項	16

1 事故及び運航管理監査の状況

(1) 船舶事故等の発生状況

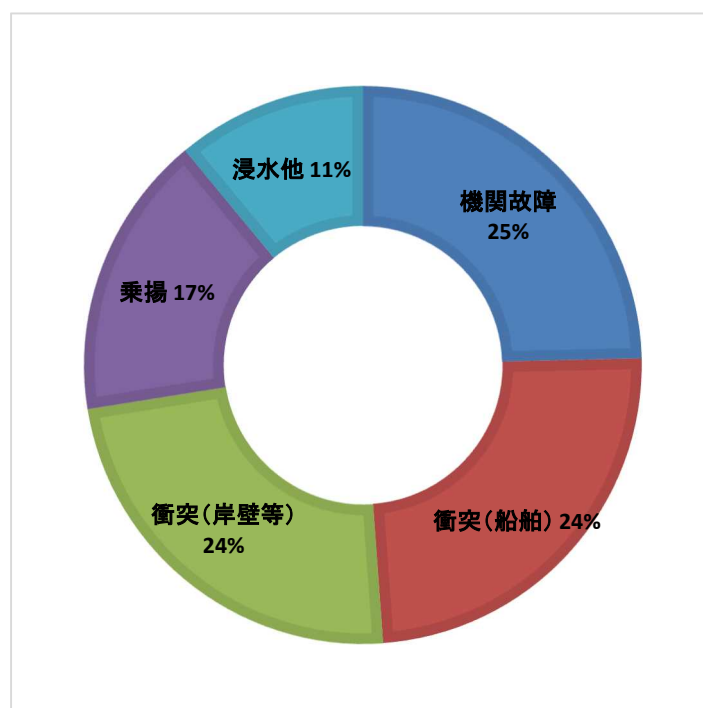
令和4年度に海上運送法及び内航海運業法に基づき、船舶運航事業者から報告された事故等の発生件数は、対前年度比12件（約9%）減の123件となりました。

事故等種類別の割合（直近過去3ヶ年平均）では、「機関故障」が全体の約25%を占めており、以下、「衝突（船舶）」が約24%、「衝突（岸壁等）」が約24%、「乗揚」が約17%となっています。

（件）

事故種類別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	3年間の合計
機関故障	72	28	18	118
衝突(船舶)	51	24	35	110
衝突(岸壁等)	42	38	29	109
乗揚	30	21	26	77
油流出	2	6	4	12
浸水	2	4	1	7
火災	2	2	3	7
沈没	1	2	3	6
漂流	3	2	0	5
その他	1	8	4	13
合計	206	135	123	464

事故等種類別の割合（直近過去3ヶ年平均）



(2) 船種別事故等の発生状況

① 旅客船

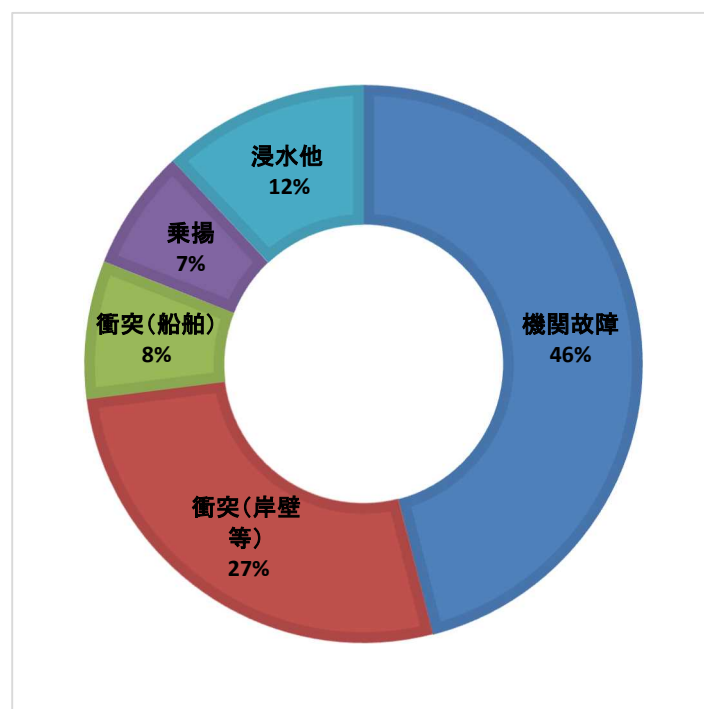
令和4年度の旅客船の事故等の発生件数は、対前年度比27件（約38%）減の44件となりました。

事故等種類別の割合（直近過去3ヶ年平均）をみると、「機関故障」が約46%、「衝突（岸壁等）」が約27%、「衝突（船舶）」が約8%、「乗揚」が約7%となっています。

（件）

事故種類別	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	3年間 の合計
機関故障	65	21	10	96
衝突(岸壁等)	19	22	15	56
衝突(船舶)	3	7	6	16
乗揚	2	6	7	15
漂流	3	2	0	5
火災	1	2	2	5
浸水	1	2	1	4
油流出	1	3	0	4
沈没	1	0	1	2
その他	0	6	2	8
合計	96	71	44	211

旅客船の事故等種類別の割合（直近過去3ヶ年平均）



② 貨物船

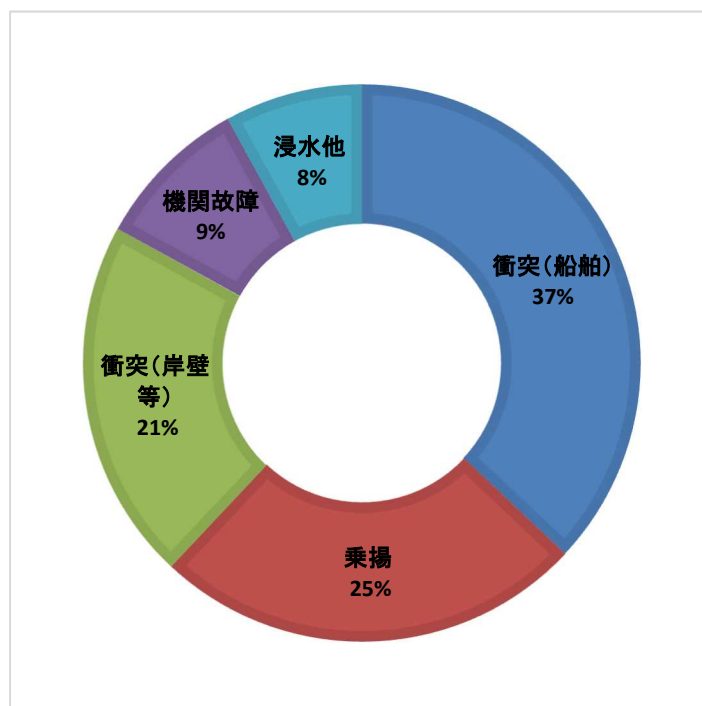
令和4年度の貨物船の事故等の発生件数は、対前年度比15件（約23%）増の79件となりました。

事故等種類別の割合（直近過去3ヶ年平均）をみると、「衝突（船舶）」が約37%、「乗揚」が約25%、「衝突（岸壁等）」が約21%、「機関故障」が約8%を占めています。

（件）

事故種類別	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	3年間 の合計
衝突（船舶）	48	17	29	94
乗揚	28	15	19	62
衝突（岸壁等）	23	16	14	53
機関故障	7	7	8	22
油流出	1	3	4	8
沈没	0	2	2	4
浸水	1	2	0	3
火災	1	0	1	2
漂流	0	0	0	0
その他	1	2	2	5
合計	110	64	79	253

貨物船の事故等種類別の割合（直近過去3ヶ年平均）



(3) 運航管理監査の実施状況

令和4年度は、旅客船及び貨物船の船舶運航事業者の船舶及び事業場に対して2,016件の運航管理監査を実施しました。

監査の結果、行政処分又は行政指導を行った事業者は32事業者であり、うち9事業者については、行政処分を行いました。

運航管理監査の実施件数

(件)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
監査実施件数 (うち事故発生時等の監査実施件数(注①))	1,919 (45)	1,371 (53)	2,016 (77)

注①：事故発生時等に緊急に行われる監査を実施した件数

運航管理監査における行政処分等の件数

(件)

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
行政処分	事業許可取消	0	0	1
	事業停止命令	0	0	1
	安全確保命令	2	3	7
行政指導		15	14	23

令和4年度の運航管理監査における行政処分等によって講じさせた
改善措置等の内訳（注②、注③）

		許可 取消	事業 停止	安全 確保 命令	行政 指導
輸送の安全を確保 するための事業運営 方針に関するもの	安全方針、安全重点 施策に関するもの	0	0	0	0
	関係法令等の遵守に 関するもの	0	1	4	4
輸送の安全を確保 するための事業管理 体制に関するもの	組織体制等、事業者 管理体制に関するもの	6	1	6	15
	経営責任者の責務に 関するもの	1	1	7	16
輸送の安全を確保 するための事業管理 方法に関するもの	船舶の運航管理に 関するもの	7	1	25	30
	事故、災害等に係る 対応に関するもの	1	0	6	17
	安全教育、訓練に 関するもの	2	1	15	27
	その他	0	2	4	10
事業法の規定（上記安全管理規程以外）に 関するもの		2	1	0	0
合計		19	8	67	119

注②：行政処分等を行う場合は、1件の行政処分等につき、複数の改善措置を事業者
に講じさせる場合もあることから、行政処分等の件数と処分等によって講じさせた
改善措置等の内訳の合計値は一致しない。

注③：許可取消の場合は、事業者に講じさせる改善措置が無いため、違反事項の内訳を
記載している。

※ 国土交通省では、適切な船舶の運航管理を通じ、旅客船及び貨物船の輸送の安全を確保
するため、全国62箇所の地方運輸局等に配置されている運航労務監理官が、通常時から定
期的に海上運送法及び内航海運業法に基づき、船舶運航事業者等に対してその業務に関す
る報告を求めるほか、船舶運航事業者等が運航する船舶及び事業場に対して運航管理監査
を実施しています。

特に、船舶事故が発生した場合等には、海上保安庁等と連携しつつ、迅速に特別監査と
称する運航管理監査を実施し、海上運送法又は内航海運業法の違反の有無の確認等を行
い、安全管理体制の再構築や運航管理の徹底等のため、法令に基づく関係者の処分や指導
など再発防止に努めています。

2 事業許可取消に係る事項

令和4年度は、事故を起こした1事業者に対して、海上運送法第23条において準用する第16条の規定に基づき、事業許可の取消処分を行いました。概要は、以下のとおりです。

事案 旅客船が沈没した事故

事業者 : 有限会社知床遊覧船（旅客不定期航路事業）
処分年月日 : 令和4年6月16日
所管局 : 北海道運輸局

【概要】

令和4年4月23日、北海道斜里郡斜里町の旅客不定期航路「知床半島沖合航路（知床岬コース）」において、乗組員2名、乗客24名を乗せた旅客船「KAZU I」（19トン）が、カシュニの滝付近を航行中、沈没し、乗船者26名が死亡・行方不明となった。

【監査により確認された海上運送法違反事項】

- 会社は、届出をした安全管理規程によらず事業を実施していた。
 - 社長が、船舶の輸送の安全確保のための主体的関与を行わず、安全方針や安全重点施策の見直しや周知も含め、安全マネジメント態勢が適切に運営されていなかった。
 - 会社は、社長が運航管理者の資格要件である「船舶の運航の管理に関し3年以上の実務の経験を有する者」に該当しないにも関わらず、社長を運航管理者に選任した。
 - 運航管理者は、運航管理者不在中の運航管理者代行を指名していなかった。
 - 運航管理者は、事故当日の運航において、運航中に営業所への常駐義務を果たさず、運航管理補助者も不在という状態であった。
 - 運航管理補助者は、事故当日の運航において、船舶の運航中、営業所に不在であった。
 - 安全統括管理者は、安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法の確立・維持等に係る職務を果たしていなかった。
 - 運航管理者は、安全管理規程の遵守の確実な実施に必要な職務を果たしていなかった。
（選任されていた運航管理者は、運航管理の実務の経験がほとんどなく、一定の知識・経験を要する運航管理者としての職務を適切に遂行していなかった。）
（運航基準で定めた連絡方法に不備があるにも関わらず、運航管理者は本船の発航を認めた。）
 - 船長は、事故当日の運航において、気象・海象が一定の条件に達するおそれがあると認める状況であるにも関わらず、運航中止の措置を執らなかった。
（船長は、発航前に航行中に遭遇する気象・海象が風速8m以上、波

- 高1m以上に達するおそれがあるにも関わらず、発航を中止しなかった。)
- 運航管理者は、事故当日の運航において、運航基準により運航中止を判断すべきであったにも関わらず、中止の判断を怠り、その指示をしていなかった。
 - 事故当日の運航において、運航管理者及び船長が行うべき運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等が記録されていなかった。
 - 運航管理者は、事故当日の運航において、気象・海象に関する情報等運航に必要な情報を船長に連絡していなかった。
 - 船長は、事故当日の運航において、運航基準に定められた地点に達したこと等の連絡を行っていなかった。
(船長は、運航管理者あてに基準航路上の地点通過時の連絡を行っていなかった。)
 - 運航管理者は、船舶の検査結果を確認していなかった。
 - 運航管理者は、事故当日の運航において、陸上施設点検簿に陸上施設の点検結果を記録していなかった。
 - 運航管理者は、事故当日の運航において、船舶の動静を把握できないときに事故処理基準に定める必要な措置を取らなかった。
 - 安全統括管理者及び運航管理者は、関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的の実施し、その周知徹底を図っていなかった。
 - 船員及び運航管理要員に対する安全教育、操練及び訓練等の概要が記録されていなかった。
- 会社は、社長を運航管理者に選任する届出にあたり、社長が運航管理者の資格要件である「船舶の運航の管理に関し3年以上の実務の経験を有する者」に該当しないにも関わらず、該当する旨の虚偽の届出を行っていた。
 - 営業所に運送約款を公示していなかった。

【処分内容】

旅客不定航路事業許可の取消

3 事業停止命令に係る事項

令和4年度は、事故を起こした1事業者に対して、海上運送法第23条において準用する第16条の規定に基づき、事業の停止命令を行いました。概要は、以下のとおりです。

事案 旅客船が防波堤に衝突した事故

事業者 : 有吉 啓典 (旅客不定期航路事業)
発出年月日 : 令和4年12月15日
所管局 : 近畿運輸局

【概要】

令和4年8月27日午後9時頃、大阪府大阪市の旅客不定期航路「大阪港周遊航路」において、乗員9名、乗客70名を乗せた旅客船「JAWS-B」(19トン)が、大阪港を航行中、同市此花区常吉の防波堤に衝突した。

乗客2名が負傷(1名は後頭部打撲、1名は右膝挫創)し、乗員1名が負傷(左手一部をⅡ度の熱傷)をした。

【監査により確認された海上運送法違反事項】

- 許可を受けずに事業計画(使用船舶及び航路)を変更していた。
- 使用船舶を変更していたにも関わらず、安全管理規程の変更を届出していなかった。また、届出をした安全管理規程によらず事業を実施していた。
 - 経営代表者は、安全管理規程の変更手続きを怠る等、安全マネジメント態勢を適切に運営していなかった。
 - 安全統括管理者兼運航管理者は、安全管理規程に定める職務を行っていなかった。
 - 運航管理者は、陸上施設チェック表を作成していなかった。
 - 安全統括管理者は、乗員及び運航管理補助者に対して訓練及び安全教育を実施していなかった。
 - 安全統括管理者は、最新の安全管理規程を営業所に備え付けていなかった。
 - 安全統括管理者は、輸送の安全にかかる情報を外部に公表していなかった。

【処分内容】

令和4年12月16日から同月25日までの10日間

4 安全確保命令に係る事項

令和4年度は、「輸送の安全を阻害している事実がある」と認められた旅客船を運航する6事業者及び貨物船を運航する1事業者に対して、海上運送法第19条第2項又は内航海運業法第20条第1項に基づき、「輸送の安全を確保するため必要な措置」をとるよう命令を発し、改善措置が講じられたことを確認しました。

これら事案の概要については、以下のとおりです。

事案1 旅客船が基準経路を逸脱し、浅瀬に船底が接触した事故

事業者 : 有限会社安栄観光（一般旅客定期航路事業）
発出年月日 : 令和4年6月30日
所管局 : 内閣府沖縄総合事務局

【概要】

令和4年6月1日午後4時頃、沖縄県石垣市の一般旅客定期航路「石垣～小浜航路」において、乗客7名を乗せた旅客船「第八十八あんえい号」（19トン）が、同県竹富島沖を航行中、基準経路から逸脱して航行し、基準経路に戻ろうとして舵を切ったところ、浅瀬に船底が接触した。乗客等に怪我は無かった。

【命令内容】

1. 安全管理規程に定めた基準経路を遵守するとともに、基準経路を点検し、必要に応じ、安全が確保された第二基準経路を設定し、社内全体に周知徹底すること。
2. 安全管理規程に基づく運航計画及び配船計画の作成にあたっては、使用船舶の構造等の特性を加味しつつ、運航ダイヤの過密を避ける等安全性を十分に検討すること。また、計画改定等の必要性を十分に認識し、必要な措置を講じること。
3. 安全管理規程に基づく配乗計画の作成にあたっては、船員法に基づく必要な手続（航海当直部員の証印を受けるなど）を行った者を船舶に乗り込む船員として確保し、配乗させること。
4. 安全統括管理者及び運航管理者は、船員等に対して、運航基準や事故時の対応を含め関係法令の遵守等、輸送の安全を確保するために必要な事項について安全教育を実施し、また、実施した内容を記録すること。
5. 船内巡視を実施した場合は、確実に記録すること。
6. 最新の速力基準表と操縦性能表を船橋に掲示すること。
7. 安全方針など、輸送の安全に関わる情報を適宜の方法により公表すること。
8. 事故原因等の究明のため、安全管理規程に基づく事故調査委員会を設置すること。また、再発防止のための改善策を策定し、社内全体に周知徹底を図るとともに、継続的に再発防止に関する取組が確実に浸透しているかを検証すること。

事案2 旅客船の安全統括管理者が資格要件を満たしていない事案

事業者 : 群馬県千代田町（一般旅客定期航路事業）
発出年月日 : 令和4年9月21日
所管局 : 関東運輸局

【概要】

令和4年6月7日、群馬県邑楽郡千代田町の一般旅客定期航路「赤岩～葛和田航路」において、海上運送法に基づく監査を実施したところ、安全統括管理者及び運航管理者の解任及び選任の届出がされていないこと、また、資格要件を満たさない者を安全統括管理者として選任し、業務を行わせていたこと等を確認した。

【命令内容】

1. 法令等違反した事実に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、組織内に周知徹底を図ること。
2. 海上運送法等の関係法令及び安全管理規程の遵守、並びに安全意識の向上を図るため、担当者及び乗組員に対して定期的に教育を実施し、記録を残すこと。
3. 飲酒対策について、令和4年8月10日付け変更届出のあった安全管理規程に基づき構築されたアルコール検査体制を遵守し、アルコール検査を行った上で業務を実施させること。
4. 安全統括管理者及び運航管理者の資格要件に留意した人事異動及び配置をすること。

事案3 パイロットボートの船長及び乗組員が酒気帯び状態で操船し、防波堤に衝突した事故

事業者 : 内海交通株式会社
（特定の範囲の人の運送をする不定期航路事業）
発出年月日 : 令和4年11月4日
所管局 : 神戸運輸監理部

【概要】

令和4年9月4日午前2時頃、兵庫県神戸市の特定の範囲の人の運送をする不定期航路「メリケンパーク横～和田岬沖若しくは神戸港沖」において、乗組員2名、乗客3名を乗せたパイロットボート「ないかい」（18トン）が、同市メリケンパーク沖を航行中、神戸港新港第一防波堤及び三菱重工業神戸造船所堤防に衝突した。乗客1名が死亡、2名が負傷（1名は左腕骨折等、1名は肋骨等の粉碎骨折等）し、乗組員1名が死亡、1名が負傷（肋骨骨折、意識障害等）をした。

アルコール検査体制が形骸化しており、酒気帯び状態の乗組員を当直業務に従事させていたこと等を確認した。

【命令内容】

1. 安全統括管理者又は運航管理者は、それぞれの職務において、国が示す安全管理規程の作成例を参考に安全管理規程を見直し、代表者は、安全管理規程の変更を決定後、速やかに神戸運輸監理部へ届け出ること。
2. 代表者自らが、輸送の安全を確保するために、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を社内に周知徹底するとともに、安全管理の取り組み状況を定期的に点検し、継続的改善を図ること。
3. 運航管理者及び運航管理補助者は、船舶が就航している間は、勤務場所と船舶間で常時連絡できる体制を構築すること。
4. 安全統括管理者は、定期的に安全管理の取り組み状況を点検し、その結果を代表者に報告すること。
5. 運航管理者は、安全管理規程を遵守し、船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。
6. 安全統括管理者等は、アルコール検査体制を遵守し、酒気帯び当直を確実に防止するため、アルコール検査要領の変更を含めた実効性のある具体的な対策を講じること。
7. 乗組員は、アルコール検査要領に基づく検査を確実にを行い、記録し、保存すること。
8. 運航管理者が事故の発生を知ったときに速やかに関係機関に通報できる体制を確保する必要があるため、安全統括管理者及び運航管理者は、事故処理に関する教育を実施し、その内容について記録すること。
9. 安全統括管理者及び運航管理者は、乗組員に対して、本件事故を踏まえた酒気帯び当直の禁止に係る教育及び輸送の安全を確保するため必要と認められる事項についての安全教育を定期的実施し、その内容について記録すること。

事案4 遊覧船が他船に衝突した事故及び旅客輸送に必要な免許を受有する船長が乗船していない事案

事業者 : 株式会社清音（人の運送をする不定期航路事業）
発出年月日 : 令和4年11月25日
所管局 : 中部運輸局

【概要】

令和4年6月12日午後3時頃、静岡県浜松市の人の運送をする不定期航路「浜名湖パルパルマリゲートを起終点とする浜名湖内クルージング」において、乗客10名を乗せた遊覧船「Aero Spider」（5トン未満）が、同県浜名湖を航行中、見張りを適切に行っていなかったため、他船に衝突した。他船の乗客2名が負傷（むち打ち）をした。

船舶職員及び小型船舶操縦者法に規定する特定操縦免許を受有する小型船舶操縦士を乗船させていなかったこと等を確認した。

【命令内容】

1. 船舶所有者は、旅客の輸送事業において、乗船基準に従い、特定操縦免許を受有する小型船舶操縦士を乗船させること。

2. 経営トップは、輸送の安全を確保するために、安全管理体制の継続的改善を図るとともに、船舶職員及び小型船舶操縦者法をはじめ関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を社内に周知徹底するための事故再発防止策を策定すること。
3. 安全統括管理者及び運航管理者は、輸送の安全確保が重要であることを自覚し、自らの責務を再認識するとともに、事故の再発防止のため、船舶職員及び小型船舶操縦者法をはじめ関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を社内に再徹底するための安全教育を速やかに実施し、また、実施した内容を記録すること。
4. 運航管理者は、運航計画の作成にあたり、その安全性を検討するため、特に、使用港の交通状況などの確認を徹底すること。
5. 運航管理者は、配乗計画の作成にあたり、その安全性を検討するため、特に、法令上必要な資格の受有状況など法定乗組員が適正に確保されていることの確認を徹底すること。
6. 運航管理者及び船長は、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を記録すること。
7. 運航管理者は、運航基準図を船舶に備え付けること。
8. 安全統括管理者等は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を新たに構築し、安全管理規程に定め、速やかに変更の届出を行うとともに、アルコール検査を行ったうえで業務を実施させること。
9. 運航管理者は、事故の発生を知ったときは、速やかに中部運輸局静岡運輸支局にその概要及び事故処理の状況を報告する体制を構築すること。
10. 安全統括管理者及び運航管理者は、輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施するとともに、運航管理者は、乗組員に対する事故等事例研究の教育について、周知徹底を図り、また、実施した内容を記録すること。
11. 安全統括管理者及び運航管理者は、事故処理に関する訓練を計画のうえ、年1回以上実施し、また、実施した内容を記録すること。
12. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程等を船舶に容易に閲覧できるよう備え付けること。
13. 船長は、速力基準表を船舶の操作する位置から見やすい場所に掲示すること。

事案5 プレジャーモーターボートが最大搭載人員を超えた旅客を乗せて運航した事案

事業者 : 株式会社レヴリー（人の運送をする不定期航路事業）
 発出年月日 : 令和4年11月29日
 所管局 : 東北運輸局

【概要】

令和4年9月22日、青森県十和田市の人の運送をする不定期航路「パワースポットクルーズ航路」において、海上運送法に基づく監査を実施し

たところ、同月11日、プレジャーモーターボート「RIB3」（2.6トン）が、同県十和田湖内を航行時、船舶安全法に基づく船舶検査証書に定められた最大搭載人員（旅客12名まで）を超える15名の旅客を乗せていたこと等を確認した。

【命令内容】

1. 経営トップは、輸送の安全を確保するために、船舶安全法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を社内に周知徹底するとともに、安全マネジメント態勢の見直し等、安全管理体制に主体的に関与すること。
2. 安全統括管理者は、輸送の安全確保が重要であることを自覚し、自らの責務を再認識するとともに、船舶安全法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を徹底し、事案の再発防止に向けて輸送の安全を確保するために必要と認められる事項についての安全教育を遅滞なく実施し、記録すること。
3. 運航管理者は、輸送の安全確保が重要であることを自覚し、自らの責務を再認識するとともに、船舶安全法をはじめ、関係法令及び安全管理規程を遵守し、事案の再発防止に向けて船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般の統括を徹底するための措置を講じること。
4. 運航管理者及び船長は、運航の可否判断等の結果を記録すること。
5. 経営トップは、安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するために必要な要員（陸上作業員）を確実に使用できるようにすること。
6. 運航管理者は、陸上作業員を指名するなど作業体制を構築のうえ、陸上作業員を指揮し、旅客の乗下船等について、作業基準に従い作業をさせること。
7. 船長は、船内点検の結果を記録すること。
8. 運航管理者等は、旅客待合所又は発着場に、乗船待ちの旅客に対する遵守事項等を掲示し、周知すること。
9. 船長は、船内の旅客が見えやすい場所に、乗船旅客に対する遵守事項等を掲示し、周知すること。また、航行中の旅客に対する口頭指示を行う場合は、作業基準に従うこと。
10. 安全統括管理者は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築し、アルコール検査を行ったうえで業務を実施させること。
11. 船長は、船体、機関、諸設備、諸装置等について、原則毎日1回以上点検を実施し、その結果を点検簿に記録すること。
12. 安全統括管理者は、安全管理規程、関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について、理解しやすい安全教育を定期的実施すること。
13. 安全統括管理者は、事故処理に関する訓練を計画し、年1回以上実施すること。
14. 運航管理者は、安全教育及び訓練を行ったときは、その概要を記録簿に記録すること。
15. 船長は、船内の見易い場所に速力基準表を掲示すること。
16. 経営トップは、安全管理規程（作業基準等を含む。）について、関係者の意見を参考としたうえで見直しを検討し、安全管理規程の変更を決

定した場合は、速やかに東北運輸局へ届け出ること。

事案 6 プレジャーモーターボートが最大搭載人員を超えた旅客を乗せて運航した事案

事業者 : 小川 貢 (人の運送をする不定期航路事業)
発出年月日 : 令和4年11月29日
所管局 : 東北運輸局

【概要】

令和4年10月5日、青森県十和田市の人の運送をする不定期航路「十和田湖内周遊航路」において、海上運送法に基づく監査を実施したところ、同年6月22日、プレジャーモーターボート「ZANER0830」(3トン)が、同県十和田湖内を航行時、船舶安全法に基づく船舶検査証書に定められた最大搭載人員(旅客12名まで)を超える13名の旅客を乗せていたこと等を確認した。

【命令内容】

1. 経営トップは、輸送の安全を確保するために、船舶安全法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を社内に周知徹底するとともに、安全マネジメント態勢の見直し等、安全管理体制に主体的に関与すること。
2. 安全統括管理者は、輸送の安全確保が重要であることを自覚し、自らの責務を再認識するとともに、船舶安全法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を徹底し、事案の再発防止に向けて輸送の安全を確保するために必要と認められる事項についての安全教育を遅滞なく実施し、記録すること。
3. 運航管理者は、輸送の安全確保が重要であることを自覚し、自らの責務を再認識するとともに、船舶安全法をはじめ、関係法令及び安全管理規程を遵守し、事案の再発防止に向けて船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般の統括を徹底するための措置を講じること。
4. 運航管理者及び船長は、運航の可否判断等の結果を記録すること。
5. 経営トップは、安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するために必要な要員(陸上作業員)を確実に使用できるようにすること。
6. 運航管理者は、陸上作業員を指名するなど作業体制を構築のうえ、陸上作業員を指揮し、作業基準に従い作業をさせること。
7. 船長は、船内点検の結果を記録すること。
8. 船長は、船内の旅客が見えやすい場所に、乗船旅客に対する遵守事項等を掲示し、周知すること。
9. 安全統括管理者は、検査結果を被検査者以外の第三者に確認してもらい、確実に記録する等、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築すること。
10. 安全統括管理者は、安全管理規程、関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい安全教育を定

- 期的に実施すること。
11. 安全統括管理者は、事故処理に関する訓練を計画し、年1回以上実施すること。
 12. 運航管理者は、安全教育及び訓練を行ったときは、その概要を記録簿に記録すること。
 13. 安全統括管理者は、旅客の傷害防止のための注意事項など輸送の安全を確保するために講じた措置を外部に公表すること。
 14. 船長は、船内の見易い場所に速力基準表を掲示すること。
 15. 経営トップは、安全管理規程（作業基準等を含む。）について、関係者の意見を参考としたうえで見直しを検討し、安全管理規程の変更を決定した場合は、速やかに東北運輸局へ届け出ること。

事案7 油タンカーの船員の過労防止に必要な措置を講じていない事案

事業者 : 鶴見サンマリン株式会社（内航海運業法）
発出年月日 : 令和5年1月25日
所管局 : 関東運輸局

【概要】

令和4年7月14日、内航海運業法に基づく監査を実施したところ、定期用船契約により運航する油タンカー「第二鶴玉丸」において、複数の船員の労働時間が複数回にわたり船員法の定める限度を超過しており、また、運航計画を作成・改定する際に、船舶所有者からの意見を十分に反映しておらず、船員の過労防止に必要な措置を講じていないことを確認した。

【命令内容】

1. 本船の船舶所有者から意見聴取を行い、その意見を十分に考慮した上で、本船船員の労働時間が法令で定めた上限を超過しないことが確実となるよう運航計画を作成し、労働時間の限度の超過を解消すること。
2. 運航計画の作成にあたっては、十分な時間的余裕を確保した上で、船舶所有者に対し、書面やメール等により船員の労働時間の確認を行い、船舶所有者からの回答についても書面やメール等、後から確認できるよう記録を残すこと。

5 行政指導に係る事項

令和4年度は、事故等を起こした23事業者に対して、輸送の安全確保に向け、再発防止のための指導文書を発し、改善措置が講じられたことを確認しました。

これら事案の概要については、以下のとおりです。

事案1 旅客船の運航に関する記録が行われていない事案

事業者 : 有限会社フォックス（旅客不定期航路事業）
発出年月日 : 令和4年6月3日
所管局 : 北海道運輸局

【概要】

令和4年5月27日、北海道斜里郡斜里町の旅客不定期航路「知床半島航路」において、海上運送法に基づく監査を実施したところ、運航に関する記録が適切に行われていないこと等を確認した。

【指導内容】

1. 経営トップは、自らの関係法令及び安全管理規程に係る理解を深め、安全方針の設定、安全重点施策の作成をはじめとする安全マネジメント体制を適切に運営すること。
2. 経営トップは、安全管理規程の内容と運航管理者の勤務実態との整合をとること。
3. 運航管理者及び船長は、運航の可否判断等を確実に記録すること。
4. 運航管理者及び船長は、旅客等の遵守すべき事項等の周知徹底を図ること。
5. 安全統括管理者及び運航管理者は、運航管理要員等に対する安全教育を定期的実施し、関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項の周知徹底を図り、その概要を確実に記録すること。
6. 安全統括管理者及び運航管理者は、営業所に備え置く安全管理規程を最新の状態に維持すること。

事案2 旅客船の運航に関する記録が行われていない事案

事業者 : 有限会社ホワイトリリー旭川（旅客不定期航路事業）
発出年月日 : 令和4年6月6日
所管局 : 北海道運輸局

【概要】

令和4年6月3日、北海道斜里郡斜里町の旅客不定期航路「知床半島沖航路」において、海上運送法に基づく監査を実施したところ、運航に関する記録が適切に行われていないこと等を確認した。

【指導内容】

1. 経営トップは、安全マネジメント態勢の継続的改善に必要となる記録類を適切に保管し、有効に活用すること。

事案3 旅客船の運航に関する記録が行われていない事案

事業者 : 天神英二（人の運送をする不定期航路事業）
発出年月日 : 令和4年6月20日
所管局 : 北海道運輸局

【概要】

令和4年6月14日、北海道目梨郡羅臼町の人の運送をする不定期航路「知床岬クルージング観光航路等」において、海上運送法に基づく監査を実施したところ、運航に関する記録が適切に行われていないこと等を確認した。

【指導内容】

1. 最新の安全管理規程を船舶及び事務所に備置すること。
2. 安全教育・事故処理訓練を早急を実施すること。
3. 速力基準表を船橋に掲示すること。
4. 旅客の遵守事項を発着場及び船内に掲示すること。
5. 各種記録簿を作成し、それに基づき点検、記録を行うこと。

事案4 旅客船の運航に関する記録が行われていない事案

事業者 : 天神幸吉（人の運送をする不定期航路事業）
発出年月日 : 令和4年6月20日
所管局 : 北海道運輸局

【概要】

令和4年6月15日、北海道目梨郡羅臼町の人の運送をする不定期航路「相泊漁港～知床岬沖（周遊）航路等」において、海上運送法に基づく監査を実施したところ、運航に関する記録が適切に行われていないこと等を確認した。

【指導内容】

1. 最新の安全管理規程を船舶及び事務所に備置すること。
2. 安全教育・事故処理訓練を早急を実施すること。
3. 速力基準表を船橋に掲示すること。
4. 旅客の遵守事項を船内に掲示すること。
5. 各種記録簿を作成すること（運航開始後はそれに基づき点検、記録を行うこと）。

事案5 旅客船の運航に関する記録が行われていない事案

事業者 : 小倉新治（人の運送をする不定期航路事業）
発出年月日 : 令和4年6月20日
所管局 : 北海道運輸局

【概要】

令和4年6月15日、北海道目梨郡羅臼町の人の運送をする不定期航路「流氷・バードウォッチングコース等」において、海上運送法に基づく監査を実施したところ、運航に関する記録が適切に行われていないこと等を確認した。

【指導内容】

1. 最新の安全管理規程を船舶及び事務所に備置すること。
2. 安全教育・事故処理訓練を早急を実施すること。
3. 速力基準表を船橋に掲示すること。
4. 旅客の遵守事項を船内に掲示すること。
5. 各種記録簿を作成すること（運航開始後はそれに基づき点検、記録を行うこと）。

事案6 旅客船の運航に関する記録が行われていない事案

事業者 : 知床らうすリンクル株式会社
（人の運送をする不定期航路事業）
発出年月日 : 令和4年6月20日
所管局 : 北海道運輸局

【概要】

令和4年6月16日、北海道目梨郡羅臼町の人の運送をする不定期航路「知床国立公園世界遺産航路等」において、海上運送法に基づく監査を実施したところ、運航に関する記録が適切に行われていないこと等を確認した。

【指導内容】

1. 最新の安全管理規程を船舶、本社及び営業所に備置すること。
2. 安全教育・事故処理訓練を早急を実施すること。
3. 速力基準表を船橋に掲示すること。
4. 旅客の遵守事項を船内に掲示すること。
5. 各種記録簿を作成し、それに基づき点検、記録を行うこと。

事案7 旅客船が浮棧橋に接触した事故

事業者 : 川口汽船有限会社（一般旅客定期航路事業）
発出年月日 : 令和4年7月6日

所管局 : 九州運輸局

【概要】

令和4年2月18日午前11時頃、佐賀県唐津市の一般定期航路「小川島～呼子航路」において、乗客32名乗せた旅客船「そよかぜ」（85トン）が、同市小川島港への着岸時、機関不調により、風に流され、浮棧橋と接触した。乗客等に怪我は無かった。

【指導内容】

1. 事故やインシデントが発生したときは、速やかに運輸局、海上保安官署、その他関係機関等へ連絡・報告を行うこと。報告にあたっては速報を旨とし、判明したものから逐次追報すること。
2. 着岸時の旅客の転倒事故を防止するため、船内放送等の実施により、旅客に対して着席や手すりへの掴まりを指示すること。
3. 基準経路、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入すること。
4. 船長から乗組員に対する口頭での指示が伝わりづらい状況等も考慮し、船橋・船首・船尾間にて常時連絡が取れる体制の構築に努めること。

事案8 旅客船の機関室から出火した事故

事業者 : 関門汽船株式会社（人の運送をする不定期航路事業）
発出年月日 : 令和4年7月6日
所管局 : 九州運輸局

【概要】

令和4年4月27日午後2時頃、福岡県北九州市の人の運送をする不定期航路「小倉港（砂津棧橋）～響灘臨海工業団地～若戸大橋～奥洞海～小倉港（砂津棧橋）」において、乗客41名を乗せた旅客船「がんりう」（19トン）が、同市小倉港沖を航行中、機関室からの出火により、航行不能となった。乗客等に怪我は無かった。

【指導内容】

1. 今般の事故を踏まえた事故処理組織を確立し、運航管理者は事故処理基準に基づき、事故の状況について判明したものから逐次運航労務監理官へ報告すること。
2. 安全管理規程第54条に基づき、内部監査を実施すること。
3. 運航管理者は地震防災対策基準第18条に基づき、地震防災に関する教育及び訓練を計画して実施すること。

事案9 旅客船の経営トップが輸送の安全確保に主体的に関与していない等の事案

事業者 : 株式会社串本海中公園センター（旅客不定期航路事業）
発出年月日 : 令和4年7月22日
所管局 : 近畿運輸局

【概要】

令和4年6月20日、和歌山県東牟婁郡串本町の旅客不定期航路「枯木灘周遊航路」において、海上運送法に基づく監査を実施したところ、経営トップが輸送の安全確保に主体的に関与しておらず、安全マネジメント態勢が適切に運営されていないこと等を確認した。

【指導内容】

1. 経営トップは、輸送の安全を確保するために、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を社内に周知徹底するとともに、安全管理体制の継続的改善の主導や船舶の状態の確実な把握等、安全管理体制に主体的に関与すること。
2. 経営トップは、安全方針について、効果的・具体的な実現を図るため、定期的に見直す機会を設けること。
3. 経営トップは、安全重点施策について、年間を通じた進捗状況を把握するなどして、毎年その見直しをすること。
4. 安全統括管理者は、使用船舶の不具合情報等、安全運航に必要な情報について速やかに経営トップへ報告し、記録すること。
5. 安全統括管理者は、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を社内に再徹底するため、安全教育を実施し、また、実施した内容を記録すること。
6. 船長は、使用船舶に異常を発見した時は、直ちに運航管理者に報告するとともに、修復整備の措置を講じること。

事案10 フェリーが貸切運航中に立入禁止区域である車両区域に乗客を立ち入らせていた事案

事業者 : 中島汽船株式会社（人を運送する不定期航路事業）
発出年月日 : 令和4年7月25日
所管局 : 四国運輸局

【概要】

令和4年6月3日、愛媛県松山市の人を運送する不定期航路「松山～宮島航路」において、海上運送法に基づく監査を実施したところ、フェリー「なかじま」（676トン）が、貸切運航中、立入禁止区域である車両区域に人を立ち入らせていたことを確認した。

【指導内容】

1. 運航管理者及び船長は、安全管理規程第36条の規定に基づき、旅客を運航中の車両区域に立ち入らせないよう再発防止策を講じるとともに、社内全体に周知徹底を図り、再発防止に関する取組が確実に浸透しているかを継続的に確認すること。

2. 安全統括管理者は、安全管理規程の遵守及び安全最優先の原則を社内
に再徹底するため、安全教育を実施し、また、実施した内容を記録す
ること。

事案 1 1 旅客船の安全統括管理者の選任届出がされていない事案

事業者 : 那須興業株式会社（一般旅客定期航路事業）
発出年月日 : 令和 4 年 8 月 8 日
所管局 : 関東運輸局

【概要】

令和 4 年 6 月 8 日、栃木県那須郡那須町の一般旅客定期航路「りんどう湖
遊覧航路等」において、海上運送法に基づく監査を実施したところ、選任さ
れている安全統括管理者の選任届出がされていないこと等を確認した。

【指導内容】

1. 経営トップ自らが輸送の安全確保のために関係法令等の遵守を徹底
し、再発防止策を策定すること。
2. 安全統括管理者又は運航管理者を解任した場合は、同時に新たな安全
統括管理者又は運航管理者を選任して、直ちに解任及び選任の届出を
行うこと。
3. 海上運送法等関係法令及び安全管理規程の遵守、並びに安全意識の向
上を図るため、担当者及び乗組員に対して定期的に教育を実施し、記
録を残すこと。

事案 1 2 旅客船の安全統括管理者及び運航管理者が選任されていない事案

事業者 : 中川特殊鋼株式会社（旅客不定期航路事業）
発出年月日 : 令和 4 年 8 月 1 0 日
所管局 : 関東運輸局

【概要】

令和 4 年 6 月 6 日、東京都中央区の旅客不定期航路「東京港周遊航路」に
おいて、海上運送法に基づく監査を実施したところ、安全統括管理者及び運
航管理者が選任されていないこと等を確認した。なお、両管理者が不在の間
の運航実績はないことを確認した。

【指導内容】

1. 経営トップ自らが輸送の安全確保のために安全管理体制の継続的改善
を図るとともに、関係法令等の遵守と安全最優先の原則を徹底するた
めの再発防止策を策定すること。
2. 安全統括管理者及び運航管理者を選任すること及び選任後は届け出る
こと。

3. 海上運送法等関係法令及び安全管理規程の遵守に関する教育を社内で定期的に実施し、記録を残すこと。

事案 1 3 旅客船の安全統括管理者の選任届出がされていない事案

事業者 : 有限会社たかはし丸（旅客不定期航路事業）
発出年月日 : 令和 4 年 8 月 1 0 日
所管局 : 関東運輸局

【概要】

令和 4 年 6 月 6 日、東京都江戸川区の旅客不定期航路「屋形船による東京港内周遊航路」において、海上運送法に基づく監査を実施したところ、選任されている安全統括管理者の選任届出がされていないこと等を確認した。

【指導内容】

1. 経営トップ自らが輸送の安全確保のために関係法令等の遵守を徹底し、再発防止策を策定すること。
2. 安全統括管理者又は運航管理者を解任した場合は、同時に新たな安全統括管理者又は運航管理者を選任して、直ちに解任及び選任の届出を行うこと。
3. 自社の安全管理規程を見直し、変更が必要となる項目を洗い出し、速やかに安全管理規程変更届出書を提出すること。
4. アルコール検知器を備置し、運航時にはアルコール検知器によるアルコール検査を行い、記録を残すこと。
5. 安全教育訓練を定期的に実施し、記録を残すこと。

事案 1 4 旅客船がカッターボートに衝突した事故

事業者 : 有限会社あみ清産業（旅客不定期航路事業）
発出年月日 : 令和 4 年 1 0 月 2 6 日
所管局 : 関東運輸局

【概要】

令和 4 年 5 月 2 5 日午後 7 時頃、東京都台東区の旅客不定期航路「吾妻橋～台場～吾妻橋航路」において、乗客 1 4 名を乗せた旅客船「第十六朋丸」（2 7 トン）が、同都隅田川を航行中、見張りを適切に行っていなかったため、カッターボートと衝突した。乗客等に怪我は無かった。

【指導内容】

1. 船長は、橋梁への接近に先立ち、乗組員（船内作業員を含む。）を船橋外に立たせ、先行、反航船の有無、動向及び橋梁下の潮位を確実に把握させること。
2. 運航管理者は、事故が発生した場合は、速やかに運輸局を含めた関係官署にその概要及び事故処理の状況を報告すること。

3. 経営トップ自らが輸送の安全確保のために安全管理体制の継続的改善を図るとともに、関係法令等の遵守と安全最優先の原則を徹底するための再発防止策を策定すること。
4. 安全統括管理者及び運航管理者は、輸送の安全確保が重要であることを自覚し、自らの責務を再認識するとともに、今回のような事案の再発防止のため、安全管理規程、関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、記録すること。

事案 15 旅客船の運航管理者の選任届出がなされていない事案

事業者 : 協業組合江津湖観光（旅客不定期航路事業）
発出年月日 : 令和4年12月7日
所管局 : 九州運輸局

【概要】

令和4年6月10日、熊本県熊本市の旅客不定期航路「江津湖一周遊覧航路」において、海上運送法に基づく監査を実施したところ、選任されている運航管理者の選任届出がされていないこと等を確認した。

【指導内容】

1. 経営トップは、法令に違反した事実に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、輸送の安全を確保するために、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を組合内に周知徹底すること。
2. 経営トップ、安全統括管理者又は運航管理者は、運航管理補助者の人数など実状を踏まえて安全管理規程の変更が必要な事項を検討のうえ、見直した安全管理規程を速やかに届け出ること。
3. 運航管理者及び船長は、運航の可否判断等を記録すること。
4. 運航管理者は、実施した安全教育や訓練の概要を記録すること。
5. 安全統括管理者は、最新の安全管理規程一式を船舶及び事務所に備え付けること。
6. 安全統括管理者は、安全管理規程など、輸送の安全にかかわる情報を適宜の方法により公表すること。

事案 16 旅客船の船体屋根が橋梁に接触した事故

事業者 : 一本松海運株式会社（旅客不定期航路事業）
発出年月日 : 令和4年12月8日
所管局 : 近畿運輸局

【概要】

令和4年10月16日午後0時頃、大阪府大阪市の旅客不定期航路「なにわライン」において、乗客26名を乗せた旅客船「ほたる」（19トン）が、

同府木津川を航行中、船体屋根前方部分が、橋梁に接触した。乗客等に怪我は無かった。

【指導内容】

1. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第50条第1項に基づく安全教育を、今回の事故の再発防止に資するよう実施方法を見直し、安全管理規程、関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施すること。
2. 運航管理者は、安全管理規程第52条に基づき、安全教育を実施した場合は、その概要を記録簿等に記録すること。

事案17 旅客船が機関停止し、航行不能となった事故

事業者 : 瀬戸内町（一般旅客定期航路事業）
発出年月日 : 令和4年12月20日
所管局 : 九州運輸局

【概要】

令和4年5月18日午前7時頃、鹿児島県大島郡瀬戸内町の一般旅客定期航路「瀬相～古仁屋～生間」において、乗客10名を乗せた旅客船「サンフラワーオーシャン」（14トン）が、同町古仁屋港沖を航行中、機関停止により航行不能となった。乗客等に怪我は無かった。

事故発生後速やかに非常連絡を行わず、また、旅客に救命胴衣を着用させることなく僚船に移乗させていたこと等を確認した。

【指導内容】

1. 経営トップは、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全を確保するために、関係法令及び安全管理規程を遵守し、重大な事故等に対して確実に対応できるよう安全マネジメント態勢を構築すること。
2. 経営トップは、安全管理規程第12条に基づき、運航管理業務の補助を行う職員が常に確保されている状態を維持するために必要な運航管理補助者を選任する又は指名した運航管理者代行が不在となった場合の扱いを定める安全管理規程の見直しを行い、速やかに九州運輸局に届け出ること。
3. 安全統括管理者は、安全管理規程第16条に基づき、自らの責務を再認識するとともに、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を職員及び乗組員に徹底させること。
4. 運航管理者は、安全管理規程第17条に基づき、自らの責務を再認識するとともに、船舶の運航管理及び輸送の安全を確実なものとする事。
5. 運航管理者は、安全管理規程第21条に基づき、ドック時使用船舶の航行においても、法定乗組員が適正に確保されていることを確認すること。

6. 船長（ドック時使用船舶の船長も含む、以下同じ）は、安全管理規程第27条及び運航基準第4条の2に基づき、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を記録すること。
7. 船長は、安全管理規程第42条及び事故処理基準第4条に基づき、事故が発生した場合は、事故の状況及びそれに講じた措置を、速やかに運航管理者及び海上保安部に連絡すること。
8. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第51条に基づく事故処理に関する訓練について、ドック時使用船舶の乗組員を対象にした訓練についても年1回以上計画すること。訓練の内容については、船員の救助対応のほか、非常連絡表に沿った連絡事項（特に海上保安部及び運輸支局への連絡）も含むものとする。
9. 運航管理者は、安全管理規程第52条に基づき、安全教育、操練及び事故処理に関する訓練の結果について記録を残すこと。
10. 船長は、作業基準第14条に基づき、乗組員に巡視結果を記録させること。
11. 運航管理者は、事故処理基準第4条に基づき、船長から事故の報告を受けた時は、速やかに判明した事実を海上保安部に報告すること。
12. 船長は、事故処理基準第6条に定める二次災害及び被害拡大防止対策として、救助を求めべき事態が発生した場合、旅客に救命胴衣を着用させること。なお、経営トップは小型船舶に乗船する旅客に対する救命胴衣の着用措置等について、安全管理規程（作業基準等を含む）の見直しを行い、速やかに九州運輸局へ届け出ること。
13. 経営トップは、2. 及び12. にかかる安全管理規程の見直しについては、安全管理規程第19条第3項に基づき、関係課担当係の意見を参考とすること。

事案18 旅客船の配乗計画が適切に作成されていない事案

事業者 : 株式会社そともめぐり（旅客不定期航路事業）
 発出年月日 : 令和5年1月13日
 所管局 : 中部運輸局

【概要】

令和4年11月29日、福井県小浜市の旅客不定期航路「蘇洞門・小浜港周遊航路等」において、海上運送法に基づく監査を実施したところ、運航管理者が乗組員の健康状態の把握など安全性を検討せずに配乗計画を作成していたこと等が確認された。

【指導内容】

1. 経営トップは、安全管理規程第4条に基づき、事案の再発防止に向けて輸送の安全を確保するため、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を社内に周知徹底すること等について主体的に関与すること。
2. 経営トップは、安全管理規程第7条に基づき、安全重点施策の進捗状況を把握するなどして、毎年見直しを行うこと。

3. 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を周知徹底するとともに、訪船等を通じて遵守状況を継続的に確認すること。
4. 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を周知徹底するとともに、訪船等を通じて遵守状況を確認し、遵守を確実なものとする。
5. 運航管理者は、安全管理規程第22条に基づき、法定職員が適切に確保されていることや、乗務員の健康状態の把握など安全性を検討したうえで配乗計画を作成すること。
6. 運航管理者は、安全管理規程第41条に基づき、陸上施設点検簿に記録を残すこと。
7. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第50条に基づき、安全管理規程、関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的を実施し、その概要を記録簿に記録すること。
8. 内部監査を行う者（安全統括管理者及び運航管理者）は、安全管理規程第54条に基づき、経営トップの支援を得て、関係者ととともに年1回以上内部監査を実施し、その内容を記録すること。内部監査の対象は、船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況のほか、安全マネジメント態勢全般とする。また、経営トップは、内部監査にあたって、その重要性を社内に周知徹底すること。

事案19 旅客船の運航管理者の選任届出がなされていない事案

事業者 : 有限会社観光旅館福寿荘（旅客不定期航路事業）
 発出年月日 : 令和5年2月3日
 所管局 : 中部運輸局

【概要】

令和4年6月30日、三重県志摩市の旅客不定期航路「わたかの島航路」において、海上運送法に基づく監査を実施したところ、選任されている運航管理者の選任届出がされていないこと等を確認した。

【指導内容】

1. 経営トップは、安全管理規程第4条に基づき、事案の再発防止に向けて輸送の安全を確保するため、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を社内に周知徹底することについて主体的に関与すること。
2. 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底し、事案の再発防止に向けて輸送の安全を確保するために必要と認められる事項についての安全教育を遅滞なく実施すること。
3. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第50条に基づき、年1回以上事故処理に関する訓練を実施し、その概要を記録すること。

4. 運航管理者は、安全管理規程第51条に基づき、実施した安全教育の概要を記録すること。

事案20 旅客船が棧橋及び船舶に接触した事故

事業者 : アルピコホテルズ株式会社（旅客不定期航路事業）
発出年月日 : 令和5年3月8日
所管局 : 北陸信越運輸局

【概要】

令和4年9月24日午後3時頃、長野県諏訪市の旅客不定期航路「諏訪湖一周航路」において、乗客131名を乗せた旅客船「スワコスターマイン号」（19トン）は、同市諏訪湖内への着棧時、機関故障により、風に流され、棧橋及び僚船に接触した。乗客等に怪我は無かった。

【指導内容】

1. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第17条及び第18条に基づく自らの責務を再認識するとともに、事故の再発防止のため、安全管理規程等について、理解しやすい具体的な安全教育及び事故を想定した訓練を速やかに実施し、その周知徹底を図ること。
2. 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、安全管理規程等の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底させること。
3. 運航管理者は、地震防災対策基準第18条に基づき、貴社単独で又は関係機関若しくは関係事業者と共同して、地震防災に関する教育及び訓練を計画的に実施し、その概要を記録簿に記録すること。
4. 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
5. 経営トップは、安全管理規程第20条に基づき、関係者の意見を参考としたうえで安全管理規程（作業基準等を含む）の見直しを行い、速やかに北陸信越運輸局へ届け出ること。
6. 船長は、安全管理規程第37条に基づき、旅客が順守すべき事項の順守状況及び異常の有無を確認する方法について、乗組員により船内巡視を実施させること。船内巡視できる乗組員がいない場合は、確実に点検できる方法を関係者と十分に協議のうえ策定し、速やかに実施して船舶と旅客の安全を確保すること。
7. 運航管理者は、安全管理規程第42条に基づき、陸上施設点検簿に基づいて点検すること。
8. 船長は、安全管理規程第44条に基づき、自船に事故が発生したときは、事故の状況及び講じた措置を速やかに警察官署等に連絡すること。
9. 運航管理者は、安全管理規程第49条及び事故処理基準第4条に基づき、事故の発生を知ったときは、速やかに運輸局及び警察官署にその概要及び事故処理の状況を報告し、助言を求めること。
10. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第51条に基づき、乗組員等に対し、安全管理規程及び関係法令等について、理解しやす

い具体的な安全教育を定期的実施し、その概要を記録簿に記録すること。

事案 2 1 旅客船が岸壁に衝突した事故

事業者 : ジャンボフェリー株式会社 (特定旅客定期航路事業)
発出年月日 : 令和 5 年 3 月 2 8 日
所管局 : 四国運輸局

【概要】

令和 4 年 5 月 1 0 日、香川県高松市の特定旅客定期航路「庵治～大島航路」において、乗客 6 名を乗せた旅客船「BARCA SOLARE」(19 トン)が、同市庵治港への着岸時、機関故障により、岸壁に衝突した。乗客 5 名が負傷(首や膝等の痛み)をした。

【指導内容】

1. 安全統括管理者及び運航管理者は、事故の再発防止のため、安全管理規程第 5 0 条に基づき、安全管理規程等について理解しやすい具体的な安全教育を速やかに実施し、その周知徹底を図ること。
2. 船内作業指揮者は、作業基準第 1 3 条に基づき、船内の旅客係員を指揮して、着岸時の衝撃による旅客の転倒を防止するため、旅客に対して、船内放送等により、着席及び手すりへの掴まりを指示すること。

事案 2 2 旅客船の運航中の定点連絡が行われていない事案

事業者 : 有限会社カネ秀カネシウ (人の運送をする不定期航路事業)
発出年月日 : 令和 5 年 3 月 2 9 日
所管局 : 北海道運輸局

【概要】

令和 4 年 1 1 月 2 9 日、北海道小樽市の人の運送をする不定期航路「小樽海岸クルーズ航路等」において、海上運送法に基づく監査を実施したところ、運航中の定点連絡が行われていないこと等が確認された。

【指導内容】

1. 経営トップは、安全管理規程第 4 条に基づき、輸送の安全を確保するために、安全管理規程等の遵守に対する確実な対応について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を適切に運営すること。
2. 安全統括管理者は、安全管理規程第 1 7 条に基づき、安全管理規程等の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底させること。
3. 運航管理者は、安全管理規程第 1 8 条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
4. 運航管理者及び船長は、安全管理規程第 2 8 条及び運航基準第 4 条の

- 2に基づき、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断の結果等を航海日誌に記録すること。
5. 船長は、安全管理規程第30条及び運航基準第10条に基づき、運航基準に定められた地点に達したとき、また、入港したときは、必ず事業所に連絡し、その内容を記録すること。
 6. 運航管理者は、安全管理規程第41条に基づき、陸上施設点検簿に基づいて、毎日1回以上、係留施設等について点検し、その結果を記録すること。
 7. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第50条に基づき、運航管理補助者等に対し、安全管理規程等について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、その概要を記録簿に記録すること。
 8. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第51条に基づき、事故処理に関する訓練を計画の上、年1回以上実施し、その概要を記録簿に記録すること。
 9. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準を含む。）を事業所に、容易に閲覧できるよう備え付けること。
 10. 船長は、運航基準第11条に基づき、入港15分前になったときは、運航管理者又は運航管理補助者に、入港予定時刻等を連絡し、その内容を記録すること。

事案23 旅客船が機関停止し、航行不能となった事故

事業者 : 株式会社ツウセン（人の運送をする不定期航路事業）
発出年月日 : 令和5年3月29日
所管局 : 北海道運輸局

【概要】

令和5年1月13日、北海道小樽市の人の運送をする不定期航路「小樽港を起点とした遊覧航路」において、海上運送法に基づく監査を実施したところ、令和4年12月16日、乗客7名を乗せた遊覧船「Woody Smile」（5トン未満）が、同市小樽運河を航行中、機関停止により、航行不能となる事故を発生させていたこと等が確認された。乗客等に怪我は無かった。

【指導内容】

1. 経営トップは、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全を確保するために、安全管理規程等の遵守、今般の事故再発防止策の策定を含む重大な事故等に対する確実な対応について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を適切に運営すること。
2. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第17条及び第18条に基づく自らの責務を再認識するとともに、事故の再発防止のため、安全管理規程等について理解しやすい具体的な安全教育及び今般の事故を踏まえた事故処理に関する訓練を速やかに実施し、その概要を記録簿に記録すること。

3. 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、安全管理規程等の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底させること。
4. 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
5. 船長は、安全管理規程第40条に基づき、自船に事故が発生したときは、事故の状況及び講じた措置を速やかに海上保安官署に連絡すること。連絡にあたっては、措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行うこと。
6. 運航管理者は、安全管理規程第45条及び事故処理基準第4条に基づき、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局及び海上保安官署にその概要及び事故処理の状況を報告すること。
7. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第47条に基づき、運航管理補助者等に対し、安全管理規程等について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的を実施し、その周知徹底を図ること。